

## 令和3年4月からの東大和市国民健康保険人間ドック等

### 受診料助成申請について（Q&A）

- 人間ドック等の結果提出について、どのように活用しますか？

特定健康診査の結果と同じ取扱いとします。

受診結果を分析し、より多くの方に特定保健指導、健診結果の異常値放置者への受診勧奨事業、骨粗しょう症の方などの低栄養状態の方への栄養相談事業（低栄養等防止等フレイル対策事業）、喫煙が原因となる疾病（慢性閉塞性肺疾患（COPD）啓発事業などの保健事業を提供する機会を増やします。

- 受診結果等を含めた個人情報、どのように保護しますか？

いただいた受診結果につきましては、部外者立ち入り禁止の鍵のかかる場所に保管します。

また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）等の法令等を遵守し、5年の保存期間が経過しましたら廃棄（溶解処理）及びデータの削除を行います。

なお、データを入力するパソコンは、外部とのインターネットやメールに接続していない専用のパソコンで管理運用を行います。

- 人間ドック等の結果を提出したくない場合、提出を任意とすることは、できないのでしょうか？

市として、広く健康状況に関するデータを収集し、地域性や年代的特徴をつかむことで、より特化した保健事業を行うための課題を把握したいと考えております。そのため皆様に結果をご提出いただくようお願いいたします。

なお、人間ドック等の検査の数値のうち、特定健康診査の検査項目の部分（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）のみ別紙の「人間ドック等の受診結果のうち、保健事業の活用のため収集する項目（特定健康診査項目）」に転記して、人間ドック等の結果提出の代替としていただくことが可能です。

- 特定健康診査に伴う日常生活に関する質問票兼受診結果提供についての同意書で、「東大和市が、受診結果を確認するため医療機関に照会」を行うとありますが、どのようなときに照会を行うのでしょうか？

受診結果等に誤記の疑いが認められる場合に、市から医療機関に確認のための照会を行います。